

第 2 号議案

業務規程の変更及び認可申請について

(案)

1. 電気事業法第 28 条の 4 第 3 項に基づき、業務規程について別紙 1 のとおり変更し、臨時総会に付議する。
2. 臨時総会の議決を受け、別紙 2 のとおり変更認可申請を行う。

以 上

別紙 1 : 業務規程変更案 (変更部分の新旧対照表)

別紙 2 : 業務規程変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 業務規程変更案 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p data-bbox="203 379 517 411">第 6 章 系統アクセス</p> <p data-bbox="203 475 786 507">(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p data-bbox="203 523 1115 603">第 4 0 条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p data-bbox="203 619 405 651">2～3 (略)</p> <p data-bbox="203 667 1115 895">4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p data-bbox="1144 379 1458 411">第 6 章 系統アクセス</p> <p data-bbox="1144 475 1727 507">(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p data-bbox="1144 523 2069 603">第 4 0 条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p data-bbox="1144 619 1346 651">2～3 (略)</p> <p data-bbox="1144 667 2069 943">4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、<u>今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)</u>を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>